



兵庫県内
中小企業者
向けご案内

平成23年度 関西広域連合／兵庫県 新商品調達認定制度

兵庫県では、県内中小企業者が生産する新規性、独創性のある商品を、「ひょうご新商品」として認定し、商品に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。

今年度からは、関西広域連合が新たに同制度を実施します。

下記のように「テーマ型」「一般型」に応募することが可能となります。それぞれ要件、認定の有効期間、認定範囲などの違いがありますのでご注意ください。



募集期間(共通)

平成23年12月2日～平成24年1月16日
(受付時間：午前9時30分～午後5時まで)

認定の流れ(共通)



テーマ型と一般型の主な違いについて

	テーマ型 (関西広域連合 新商品調達認定制度)	一般型 (ひょうご新商品調達認定制度)
認定主体	関西広域連合	兵庫県
適用範囲	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	兵庫県
募集期間	平成23年12月2日～平成24年1月16日	
対象	「省エネ・節電」「防災」(ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、サービス、役務提供等を除く)に該当する商品	全分野 (ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、サービス、役務提供等を除く)
要件	・広域連合及び6府県の機関で購入可能かつ用途が見込まれるもの ・販売開始後概ね5年以内であること ・品質、安全性の基準を満たしていること 等	・国、県等の支援施策を活用して開発したもの ・県の機関で購入可能かつ用途が見込まれるもの ・販売開始後概ね5年以内であること ・品質、安全性の基準を満たしていること 等
認定期間	認定後2年間	認定後3年間

※「省エネ・節電」「防災」に該当する場合は、テーマ型での申請をお願い致します

お問い合わせ先(申請先)

兵庫県 産業労働部 新産業情報課

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1(1号館6階)

TEL: 078-341-7711(代表)内線3549 FAX: 078-362-4466

e-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご新商品

検索

http://web.pref.hyogo.jp/ie08/ie08_00000026.html

申請様式や制度の詳細についてはホームページをご覧ください。